

## 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の 申請受付の開始日を前倒します

堺市では、令和4年6月2日付報道提供資料のとおり、国制度に基づき低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金を支給することとしています。このうち、申請が必要となる方の支給申請の受付を6月20日に前倒して開始します。

### 1 対象者

#### (1) ひとり親世帯分

- ①令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けている方【申請不要・6月17日に支給予定】
- ②公的年金等を受給していることにより、令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない方  
(※児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る方に限る)【要申請】
- ③令和4年4月分の児童扶養手当は受給していないが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準になっている方【要申請】

#### (2) ひとり親世帯以外の子育て世帯分

- ①令和4年4月分の児童手当又は特別児童扶養手当の支給を受けている方であって、令和4年度分の住民税均等割が非課税である方【申請不要・7月中旬に支給予定】
- ②対象児童（18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童等）の養育者であって以下のいずれかに該当する方【要申請】
  - ・令和4年度分の住民税均等割が非課税である方
  - ・新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、令和4年度分の住民税均等割が非課税である方と同様の事情にあると認められる方（家計急変者）

### 2 申請受付開始日

令和4年6月20日（月）から

### 3 申請方法

・市ホームページからダウンロードした申請書（様式は6月20日に掲載予定）を郵送にて申請。

※ホームページアドレス

（ひとり親世帯分）

[https://www.city.sakai.lg.jp/kosodate/hughug/kosodatekankyo/kosodate/R4\\_hitorioya\\_seikatsu.html](https://www.city.sakai.lg.jp/kosodate/hughug/kosodatekankyo/kosodate/R4_hitorioya_seikatsu.html)

(ひとり親世帯以外の子育て世帯分)

[https://www.city.sakai.lg.jp/kosodate/hughug/kosodatekankyo/kosodate/R4\\_hitorio\\_yaigai\\_seikatsu.html](https://www.city.sakai.lg.jp/kosodate/hughug/kosodatekankyo/kosodate/R4_hitorio_yaigai_seikatsu.html)

※郵送先

(6月30日まで)

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号 堺市子ども青少年局 子ども青少年育成部 子ども家庭課

(7月1日以降)

〒590-0946 堺市堺区熊野町東4丁4-20 林ビル5階 堺市子育て事務センター

\* 子ども家庭課又は各区子育て支援課でも申請書を提出可。

#### 4 支給時期

申請が必要な方の給付金は、申請後、審査を経て、概ね1か月～2か月後に支給予定。

問 い 合 わ せ 先	担 当 課：子ども青少年局 子ども青少年育成部 子ども家庭課 電 話：072-228-7331 ファックス：072-228-8341
----------------------------	--